

## 岐阜県警察訓令第15号

各所属長

岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令を次のように定める。

平成18年3月23日

岐阜県警察本部長 大園 猛志

岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令

(趣旨)

**第1条** この訓令は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）の適正かつ円滑な運用に資するため、岐阜県警察における個人情報の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。
- (2) 特定個人情報 条例第2条第4号に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 公文書 条例第2条第5号に規定する公文書をいう。
- (4) 所属 警察本部（以下「本部」という。）の課（隊、所及び警察学校を含む。以下同じ。）及び警察署（以下「署」という。）をいう。
- (5) 所属長 所属の長をいう。

(総括個人情報管理者)

**第3条** 岐阜県警察に総括個人情報管理者を置き、総務室長をもって充てる。

2 総括個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 個人情報の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 個人情報の管理に関する事務（以下「個人情報管理事務」という。）の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報管理事務の総括に関すること。

3 総括個人情報管理者は、必要があると認めるときは、所属における個人情報の管理の状況について、個人情報管理者から報告を求め、及び実地検査その他必要な検査を行うことができる。

4 総括個人情報管理者は、個人情報の管理に関する重要事項の決定を行う必要があるときは、部長会議に諮るものとする。

(個人情報管理者)

**第4条** 所属に個人情報管理者を置き、所属長をもって充てる。

2 個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 当該所属の保有する個人情報の取扱いの制限に関すること。
- (2) 当該所属における個人情報管理事務が適正かつ円滑に処理されるように努め、所管業務に係る個人情報管理事務を処理する者に必要な指導をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該所属における個人情報管理事務の総括に関すること。

(個人情報管理担当者等)

**第5条** 所属に個人情報管理担当者を置く。

2 個人情報管理担当者には、本部の課にあつては次席、副隊長、副所長又は副校長、署にあつては副署長又は次長をもって充てる。

3 個人情報管理担当者は、個人情報管理者の命を受け、この訓令による個人情報の適切な管理に必要な事務を行う。

4 個人情報管理者は、個人情報の管理に関し必要があると認めるときは、個人情報管理担当補助者を置くことができる。

5 個人情報管理担当補助者は、個人情報管理担当者の行う事務を補助するものとする。

(職員の責務)

**第6条** 職員は、条例の趣旨にのっとり、この訓令並びに個人情報管理者及び個人情報管理担当者の指示に従い、職務上知り得た個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(正確性の確保)

**第7条** 個人情報管理者は、公文書に記録されている個人情報の内容が事実でないと認められたときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を達成するために必要な範囲内で、過去又は現在の実事と合致するよう、当該個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(安全性の確保)

**第8条** 個人情報管理者は、個人情報取扱事務の目的以外の目的で個人情報を取り扱うことの防止、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止等に関する教育の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報管理者は、個人情報が記録されている公文書を廃棄するときは、裁断、溶解その他漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

3 個人情報管理者は、公文書に記録されている個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該個人情報を削除するものとする。

(業務の委託)

**第9条** 個人情報取扱事務の全部又は一部を委託しようとするときは、その契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにするとともに、委託する個人情報の秘匿性等その内容に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(提供の際の措置)

**第10条** 個人情報管理者は、個人情報が岐阜県警察以外のものに個人情報取扱事務の目的以外の目的のために提供される場合において必要があると認めるときは、条例第8条の規定に基づく措置のほか、次の措置を講ずるものとする。

(1) 提供先に対し、提供に係る個人情報の使用目的、使用方法その他必要な事項について記載した書面の交付を求めること。

(2) 提供先が提供に係る個人情報の適正な管理のために講じた措置の状況を確認すること。

(特定個人情報の取扱い)

**第11条** 個人情報管理者は、当該所属において取り扱う特定個人情報について、次の措置を講ずるものとする。

(1) 取り扱う権限を有する者の指定

(2) 保管・保存場所及び管理方法の指定

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該所属において適正な取扱いを確保するために必要な措置

(苦情の処理)

**第12条** 個人情報管理者は、当該所属の職員が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

(事故発生時等の措置)

**第13条** 職員は、漏えいその他個人情報の管理に係る事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、その旨を個人情報管理者に報告するものとする。

2 個人情報管理者は、前項の報告を受けた場合は、速やかに、その旨を総括個人情報管理者に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

3 個人情報管理者は、事故の発生又は再発防止に資するため、前項の調査結果に基づき、個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年12月3日岐阜県警察訓令第19号)

この訓令は、平成27年12月3日から施行する。

**附 則** (平成28年2月22日岐阜県警察訓令第3号)

この訓令は、平成28年2月22日から施行する。